～平成 24 年度介護報酬改定の概要～　各サービス報酬・基準の見直し内容

定期巡回・随時対応サービス

日中・夜間を通じて1日複数回の定期訪問と随時の対応を介護・看護が一体的に又は密接に連携しながら提供するサービスであり、中重度者の在宅生活を可能にする上で重要な役割を担う定期巡回・随時対応サービスを創設する。

■基本報酬　定額報酬（１月）

	定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（I）（一体型）		定期巡回・臨時対応型訪問介護看護費（Ⅱ）（連携型）
	介護・看護利用者	介護ご利用者	
要介護１	9,270単位	6,670単位	6,670単位
要介護２	13,920単位	11,120単位	11,120単位
要介護３	20,720単位	17,800単位	17,800単位
要介護４	25,310単位	22,250単位	22,250単位
要介護５	30,450単位	26,700単位	26,700単位

※ 連携型事業所の利用者が定期巡回・随時対応サービス事業所が連携する訪問看護事業所から訪問看護を受ける場合、上記とは別に訪問看護事業所において訪問看護費（要介護１～４は2,920単位、要介護５は3,720単位）を算定する（再掲）。

（注）利用者１人につき、１の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において算定する。

※区分支給限度額の範囲内で、柔軟に通所・短期入所ニーズに対応するため、これらのサービス利用時には定期巡回・随時対応サービス費を日割りする。

- 通所系サービス利用時 基本報酬の１日分相当額の2/3（66%）相当額を減算
- 短期入所系サービス利用時 基本報酬の１日分相当額を減算

※定期巡回・随時対応型訪問介護看護（一体型）の利用者が医療保険の訪問看護を利用した場合、訪問看護を利用した期間は定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅰ）の介護利用者に係る単位を算定する。

その他、以下に掲げる加算を設定する。

加算名等	単位数
特別地域加算	所定単位数に15%を乗じた単位数を算定
中山間地域等の小規模事業所がサービス提供する場合	所定単位数に10%を乗じた単位数を算定
中山間地域等に居住する者にサービス提供する場合	所定単位数に5%を乗じた単位数を算定
緊急時訪問看護加算	290単位／月
特別管理加算	（Ⅰ）500単位／月 （Ⅱ）250単位／月
ターミナルケア加算	2，000単位／死亡月
初期加算	30単位／日
退院時共同指導加算	600単位／回
サービス提供体制強化加算	（Ⅰ）500単位／月 （Ⅱ）350単位／月 （Ⅲ）350単位／月
介護職員処遇改善加算（再掲）	所定単位数に4.0%を乗じた単位数を算定

（注）特別地域加算、中山間地域加算、緊急時訪問看護加算、特別管理加算、ターミナルケア加算及び介護職員処遇改善加算については、区分支給限度基準額の算定対象外とする。